

事故防止(リスクマネジメント)等の適正化のための指針

社会福祉法人 京都眞生福祉会
京都指月あさがおの郷 1号館・2号館

I.施設における事故防止(リスクマネジメント)等の適正化に関する基本的考え方

当施設では、「人間としての尊厳を冒し、安全や安心を阻害しており、提供するサービスの質に悪い影響を与えるもの」をリスクとして捉え、より質の高いサービスを提供することを目標に、介護事故の防止に努めます。そのために、必要な体制を整備するとともに、各利用者に着目した個別的なサービス提供を徹底し、組織全体で介護事故の防止に取り組みます。

II.事故防止(リスクマネジメント)委員会その他施設内の組織に関する事項

事故防止(リスクマネジメント)の推進に向けて、「事故防止適正化委員会」を設置する。

1. 活動の内容

- 1)施設内の事故防止に向けての現状把握及び改善についての検討
- 2)事故が発生した場合の対応及び手続の共有
- 3)事故が発生した場合の再発防止に向けた検討
- 4)事故防止及び発生時対応に関する職員全体への周知
- 5)事故防止に関する研修の企画及び運営

2. 委員の構成

- 1)事故防止委員会の委員は、安全対策担当者[外部研修を受講した者]
施設長・介護職員・支援職員、他必要と認める者にて構成する。
- 2)委員は該当部署の代表者とし、委員の互選により委員長を選出する。
委員の任期は年度毎とし、再任を妨げない。
- 3)事故防止適正化の担当者は、事故防止適正化委員長とする。

3. 委員会の開催

- 1)委員会を定期的で開催する(概ね1か月に1回程度)
- 2)委員長が必要と認める場合は、臨時で開催する。
- 3)緊急を要する事故が発生し対策の必要が生じた場合は、上記の開催を待たず対応し、委員長が委員の意見を聴取のうえ可否を判断し、速やかに次回委員会にて検討する。

III.事故防止(リスクマネジメント)等の適正化のための職員研修に関する基本方針

すべての職員に対して、事故防止(リスクマネジメント)の理解を目的とした職員研修を行う。

1. 運営

「年間研修計画」に沿った研修を実施、内容を伝達研修等により全職員に周知を行う。

2. 内容

- 1)事故防止に関する全職員向けの定期研修(概ね年2回程度)
- 2)事故防止の観点の理解を目的とした新人研修(概ね入職後1か月以内)
- 3)その他必要と認められる研修(随時)

IV.施設内で発生した事故等の報告方法等のための方策に関する基本方針

1. 当指針に基づく事案に関して、運営推進会議等にて定期的に外部への報告を行う。
2. 当該利用者及び家族等に対して、十分な説明及び再発防止策の報告を遅滞なく行う。
3. 当該事故の発生時、遅滞なく所轄区役所及び関連機関に所定様式[別紙]にて報告を行う。
4. 当該事故の発生時、下記の書式に基づく報告を遅滞なく行うものとする。
 - 1) 事故報告書[施設所定]: 2) に準ずる報告様式を作成、施設内にて共有する
 - 2) 事故報告書[行政所定]: 統一の報告様式に基づき作成、該当区役所に提出する
 - 3) 事故レベル[施設所定]: 事故レベルを設定し、迅速かつ正確な情報の共有を行う。

V.事故等の発生時の対応に関する基本方針

事故発生を防止する事が原則であるが、発生した場合の対応は下記の通りとする。

1. 「レベル2及び3」に該当する事故
 - 1) カンファレンスに基づく評価
事故報告書[施設所定]に基づき、委員会内にて再検討のうえ、再発防止策を助言する。
 - 2) 利用者及び家族等への説明及び了承
事故報告書[施設所定]に基づき、該当者の了承を得た再発防止策に即したケアを行う。
 - 3) 経過に基づく再評価
事故報告書[施設所定]に基づく再評価を行い、事故の再発防止に向けた検討を行う。
2. 「レベル4・5及び6」に該当する事故
※上記1. に準じた対応とする。
事故報告書に関しては、[施設所定]に加えて、[行政所定]様式も併せて活用する。

VI.入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

1. 契約時に説明を行い、利用者及び家族等の要望に応じて閲覧することができる。
2. 事故に関する記録については、利用者及び家族等から請求があれば開示する。

VII.その他事故防止等の適正化の推進のために必要な基本方針

1. 厚労省「介護保険施設における事故発生の防止と発生時の適切な対応」に準じた運営を行う。
 - 1) 事故発生防止のための指針の整備 [当指針]
 - 2) 事故が発生した場合等における報告と、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制の整備 [IV]
 - 3) 事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修の定期的な実施 [Ⅲ]
 - 4) 上記1)から3)の措置を適切に実施するための担当者設置 [Ⅱ]
 - 5) 将来的な事故の標準化による情報蓄積と有効活用等の検討に資するため、国で報告様式を作成し周知する。 [IV]

2018年03月31日 施行
2021年12月01日 改定
2024年4月1日 改定